

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長

( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について (通知)

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおりいわき市について「まん延防止等重点措置」を令和3年9月30日(木)をもって解除し、10月1日(金)から感染拡大防止のための基本対策がとられることとなりました。

つきましては、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準\*における対応を、いわき市及び広野町の県立学校については、令和3年10月1日(金)から“レベル2”へ移行するとともに、同月10日(日)までは移行期間とし、その上で同月11日(月)からは“レベル1”へ移行することを別紙写しのとおり各県立学校長に通知しましたのでお知らせします。

県内の感染状況は改善傾向にはありますが、未だ流動的な状態であることから、貴教育委員会におかれましても、引き続き感染症対策を徹底し、本通知を参考としてくださるようお願いいたします。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

\*「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」(以下、「衛生管理マニュアル」という。) P18

(事務担当	義務教育課	主幹	佐藤	電話	024-521-7774)
(	高校教育課	主幹	亀田	電話	024-521-7769)
(	特別支援教育課	主幹	根本	電話	024-521-7779)
(	健康教育課	主幹	鈴木	電話	024-521-7777)



3教高第975号  
令和3年9月28日

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について（通知）

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおりいわき市について「まん延防止等重点措置」を令和3年9月30日（木）をもって解除し、10月1日（金）から感染拡大防止のための基本対策がとられることとなりました。

については、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準\*における対応を、いわき市及び広野町の県立学校については、令和3年10月1日（金）から“レベル2”へ移行するとともに、同月10日（日）までは移行期間とし、その上で同月11日（月）からは“レベル1”へ移行することとします。

県内の感染状況は改善傾向にはありますが、未だ流動的な状態であることから、感染症対策を遺漏なく実施し、下記のとおり対応願います。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

\*「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」（以下、「衛生管理マニュアル」という。）P18

記

1 いわき地区及び広野町の県立学校について

(1) 令和3年10月1日（金）から同年10月10日（日）までの対応について

- ア 感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む。）については、可能な限り感染症対策を行ったうえで、徐々に実施すること。
- イ 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とする。
- ウ 練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行ったうえで、感染リスクの低い活動から徐々に実施すること。
- エ 移行期間中は、児童生徒等の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合の出席停止の措置を継続すること。\*「衛生管理マニュアル」P27、50～51参照
- オ 感染拡大地域との往来は控えること。ただし、全国大会や進路に係る活動など、やむを得ない事情により往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底すること。

(2) 令和3年10月11日（月）以降の対応について

- ア 感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む。）については、可能な限り感染症対策を行ったうえで、実施を可能とすること。
- イ 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征、練習試合、合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行ったうえで実施を可能とすること。ただし、実施に当たってはウに留意すること。
- ウ 感染拡大地域との不要不急の往来を控えること。ただし、学校行事等については（ア）～（イ）のとおりとする。

- (ア) 修学旅行は、その教育的意義に鑑み、感染拡大地域を除く都道府県との往来を可能とする。
- (イ) 全国大会や進路に係る活動など、やむを得ない事情による場合は感染拡大地域との往来を可能とする。ただし、2週間の健康観察を徹底すること。

エ 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅で休養することを徹底すること。

\* 「衛生管理マニュアル」 P27、50～51 参照

## 2 県北地区及び県南地区（郡山市、須賀川市、鏡石町及び三春町のみ）の県立学校について

(1) 令和3年10月1日（金）から同年10月3日（日）までの対応について

1 (1) の対応とする。

(2) 令和3年10月4日（月）以降の対応について

1 (2) の対応とする。

## 3 1及び2以外の県立学校について

令和3年10月1日（金）以降の対応については、1 (2) の対応とする。

(事務担当 高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769)  
( 特別支援教育課 主幹 根本 電話 024-521-7779)  
( 健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777)

# 県民の皆様へ 感染対策の徹底をお願いします！

－自分自身と大切な人の命を守るために－

## 基本的な感染対策を徹底しましょう！



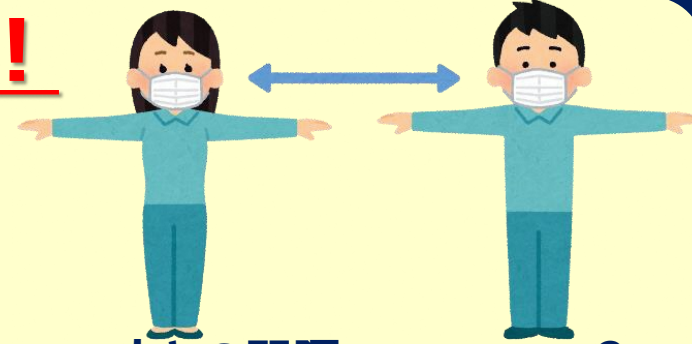
外出・会話時はマスク着用  
(不織布マスク推奨)



こまめな手洗い・消毒



窓を開けるなど  
こまめに換気



人との間隔は、できるだけ2m  
(最低1m) 取りましょう

### テレワーク・Web 会議を活用してください！



### 体調が悪い人がいたら、 すぐに受診できる職場 環境づくりを！



### 飲食は 少人数、短時間、いつも一緒にいる人と お願いします。

外食は、感染対策が  
徹底された飲食店で！



医療機関に早めの相談・受診をお願いします！ **まずは電話でご相談ください。** かかりつけ医がない場合は ➡ **受診・相談センター(24時間対応) 0120-567-747**



# 本県のまん延防止等重点措置が今月末で解除となります

9/21

9/23

9/24

9/30

10/1

いわき市

まん延防止等重点措置

基本対策

福島市・郡山市

まん延防止等重点措置

基本対策

56市町村

基本対策

# 感染拡大防止のための基本対策

令和3年9月28日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1

**一人ひとり基本的な感染対策を徹底してください。**



外出時や会話するときには、**マスクを正しく着用**しましょう。

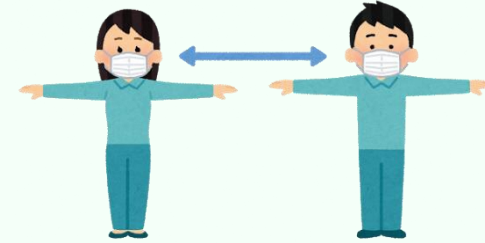
※不織布マスクを推奨



こまめな**手洗い**、**手指消毒**を徹底しましょう。



窓を開けるなどして、**こまめに換気**をしましょう。



**人との間隔**は、できるだけ**2m**取りましょう。

2

**症状がある場合は登校・出勤を控え、早めに受診**してください。

**かかりつけ医や「受診・相談センター (TEL0120-567-747)」に相談**してください。



事例

鼻水などの軽い症状があったが、他県への移動や感染者との接触に覚えがなかったため、コロナではないと思い込み職場に出勤し、職場内で感染が拡大した。



発熱・せきなど少しでも体調が悪い場合は、**すぐに医療機関に電話のうえ受診**してください。

3

**飲食は、感染防止対策を徹底し、  
少人数、短時間、いつも一緒にいる人と  
行ってください。**

控えてください！



体調不良で参加



大人数



長時間・深酒



大声

事例

参加した会食で陽性者が確認され、知らされた頃には自分も症状が出ており、職場や家族に感染を拡げていた。



飲食をきっかけに、職場や家族に感染が広がった事例が多数発生しています。居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まります。

**・ 感染対策の徹底された飲食店を利用してください。**

**「ふくしま感染防止対策認定店」をおすすめします！**

感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に対し、認定ステッカーを交付しています。



認定ステッカー



事例

接待を伴う飲食店において、利用客から従業員、従業員から利用客、従業員同士の感染があり、さらにその家族に感染が広がった。



変異株は感染力が強いため、飲食店での感染を防ぐには飲食店による徹底した対策とあわせて、利用客一人ひとりの対策が重要です。

4



# 感染拡大地域との 不要不急の往来は控えてください。



県内及び各都道府県の発生状況は、  
県HPで確認できます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

福島県 新型コロナポータル

事例

県外から福島県に帰省した後、友人との会食やバーベキューを行って感染が拡がり、さらにその家族に感染が拡大した。



感染拡大地域との不要不急の往来は控えてください。

5

# 接種の順番を迎えられた際には、 新型コロナワクチンの接種をお願いします。

- ・ ワクチンに関して正しい情報を知ってください。
- ・ ワクチン接種後も、基本対策を徹底し、「うつさない」「うつらない」行動をお願いします。





# 事業者の皆さまにお願いします

- ・ **職場内の感染防止対策を徹底してください。**
  - 従業員等の**手指消毒**や**マスク着用**の徹底、職場内の**消毒**や**換気**など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
  - 従業員等の**出勤時の健康チェック**を徹底してください。
  - 休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで**居場所の切り替わりに注意**してください。
  - そのほか、**業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底**してください。
- ・ **ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等**を活用し、**人と人との接触機会の低減**にご協力ください。
- ・ **出張や会議等を減らすなど、できる限り、外出機会の低減**にご協力ください。
- ・ **イベントは、以下の要件に従った開催にご協力ください。**  
(特措法第24条第9項に基づく要請) **【10月1日から30日まで】**

	収容率	人数上限	開催時間
大声での歓声・声援がないことを前提に開催するもの	100%以内	5,000人 又は	午後9時まで (県全域)
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内	収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方	

- ※大声なし、大声ありの判断は、実態に照らして個別具体的に判断。
- ※収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。
- ※収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離（1m）を確保できること。

- イベント等の開催に当たっては、**業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底**してください。
- 広域な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合は、**県に事前に相談**してください。**イベント相談窓口：電話024-521-8644（受付時間9時～17時）**

# 施設管理者の皆さまにお願いします

## 大学・専門学校等

- ・ 感染リスクの高い行動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。

## 小・中・高等学校

- ・ 学習活動や部活動での感染防止対策を徹底してください。

## 医療機関、高齢者・障がい（児）者・児童施設

- ・ 施設のマニュアル及びチェックリストを確認し、感染防止対策を徹底してください。

## 子どもの感染が増加しています！

事例1

職員や子どもが、症状がありながら出勤・登校（登園）したことにより感染が拡がり、子どもから家庭内感染につながった。

事例2

学校に通う子どもが陽性となった。その後、家族の陽性が確認された。家族は子どもより前から症状があったが、受診していなかった。



少しでも体調が悪い場合は、出勤・登校（登園）を控え、早めに医療機関を受診してください。



皆さまの御協力により感染は低下傾向にあります

しかし！  
**気のゆるみにご注意ください**

感染リスクはいつでも、どこでも、だれでも。



デルタ株は感染力が  
強いため、短期間で  
感染が急拡大します



事業所、飲食店、児童施設、  
学校活動など、  
様々な場面で  
クラスターが発生  
しています



若年層の感染が増え、  
重症化する事例  
が出ています



あらゆる面で感染対策を徹底し、  
感染の再拡大を阻止していきましょう！